博士学位請求論文審査報告書

申請者：　胡　偉権
論文題目：「戦国期大名権力の支配構造・戦争と外交―最上氏・大宝寺氏を中心として」

１、本論文の主題と構成

胡偉権氏が提出した博士学位請求論文（以下、本論文）は、戦国期出羽国における最上氏、大宝寺氏の権力構造と両氏の政治動向について、一次資料の検討に基づいて明らかにした研究である。

15 世紀末期から 16 世紀末期の戦国期と呼ばれる約 100 年間は、中世・近世の移行期として注目される時期である。各地で起きていた戦乱がどのような形で収束し、その社会のありようがどのように近世社会へと受け継がれたのか、また変化したのか、その中心的な主体として注目されているのが、「戦国大名」という存在である。それぞれの「戦国大名」が支配する地域においていかなる権力を有しながら、またどのような対外的な関係を有していたのか、各地における「大名権力」の実態解明が進められている。本論文では、そうした「大名権力」が域内・域外を通じてどのような支配構造を有していたのか、東北地方の出羽国を対象として分析を行っている。

本論文の章別構成は以下のとおりである。

序章　研究史および目的と構成−奥羽大名を中心に−
第一部　最上氏の権力と政治構造
　第一章　室町期出羽国の執行体系と羽州探題最上氏−その位置づけをめぐって−
　第二章　戦国最上氏の官途に関する試論−義守・義光を中心に−
　第三章　天正末期最上氏の外交と氏家守棟
　第四章　天正末期最上氏の庄内侵攻−史料検討を中心に−
　第五章　豊臣政権の惣無事政策における最上義光−「庄内問題」の再考を兼ねて−
　第六章　豊臣政権の仙北仕置と最上義光−上浦郡拝領をめぐって−
　第七章　最上義康について−幕藩期初頭における最上氏権力の一側面
第二部　戦国期庄内における土佐林氏・大宝寺氏権力の政治構造
　第一章　庄内大宝寺氏の系譜に関する一考察−系図検討を中心に−
　第二章　土佐林禅棟の政治動向と庄内
　第三章　元亀期庄内における権力交替−大宝寺氏の復権を中心に
　第四章　発給文書から見る大宝寺氏の戦争と外交−由利侵攻を手掛かりに−
終章

2、本論文の主な内容

序章では、大名権力に関するこれまでの研究史を整理し、その問題点を明らかにするとともに課題を提示している。これまでの戦国期における大名権力研究の問題点として、いくつか挙げられる中で、本論文では、遠隔地である九州、奥羽、羽州の 3 つの探題職の機能について注目している。先行研究の多くがその力点を南北朝の時期としている点を指摘し、戦国期までの変化と発展に関する見通しの必要性と具体的な検討を課題としてあげている。加えて、出羽国の研究が隣接する陸奥国との違いを意識し区別する必要も指摘している。以上のような問題を克服するために、本論文では出羽国の最上氏と大宝寺氏に注目し、両氏の政治動向と支配構造を解明することで、当該国の政治情勢並びに大名権力の特質を明らかにしようとする。

以下、一部では、出羽国において羽州探題としての地位を有していた最上氏を事例に、第二部では隣接する庄内地域を支配していた大宝寺氏を事例に分析をすすめている。以下では各部各章の内容紹介をしていこう。

第一部一章では、宝徳元年におきた「赤宇曽事件」を素材として、室町後期の出羽国の政治史の再検討を行っている。これまでの研究史では、「赤宇曽事件」は羽州探題としての最上氏の地位を示す事例とされていた。しかし、著者は、新たな史料発掘とその分析によって、この「赤宇曽事件」は、管領の細川氏が直接出羽国の小野寺氏に事件の収拾を指示したことを明らかにした。この分析によって、出羽国における羽州探題の権限とその地位について、これまでの研究史の把握が間違った認識であったことを明らかにし、出羽国における最上氏の政治的位置の再考が必要であると指摘している。

第二章では、最上義盛、義光の官途について系図などを用いながら、最上氏自身が官途をどのように利用しながら外交交渉などに利用していたのか、当該地域における官途の意義について明らかにしている。先行研究において、左京大夫とされてきた最上氏の官途が修理大夫であったという事実を明らかにしたほか、勢力関係が拮抗する奥羽地域では、官途による外交面での現実的な効果は期待されず、実効性は低いものであったことが明らかにされている。

第三章では、天正末期の最上氏の外交体制に関して、同氏の外交政策と中心的な役割を担っていた家臣の氏家守棟に注目し、その体制のありようを検討している。最上氏の外交政策において、義光が自ら他勢力との折衝に当たり、家臣はあくまでも義光の使者としての役割を持つにすぎなかった。その中で氏家守棟は義光の信頼を得、取次権限を有していたことが明らかにされた。最上氏の外交政策の特徴は、一門衆の役割が大きく、権力構造の一端を担っていた武田氏、北条氏や伊達氏とは異なり、一門衆が不在で義光への権限集中であった。加えて、そうした体制がその後の家督相続において内紛の一要因となった点を明らかにしている。

第四章では、天正末期に発生した最上氏による庄内侵攻について、史料検討を通じて周辺領主と最上氏との関係を再考している。通説では、最上氏による庄内侵攻は、東禅寺氏永に

よる内通を契機とした侵略（乗っ取り）によるものと把握されていた。本章では、周辺領主との関係を分析することで、最上氏が東禅寺氏永にくみする一方で、大宝寺氏には伊達氏や上杉氏が支援した結果、奥羽の諸勢力の代理戦争の様相に転じたことを明らかにした。これまでの最上氏による一方的な侵攻という把握を批判している。

第五章では、第四章で検討した最上氏の庄内侵攻によって生じた庄内問題が、のちに豊臣秀吉による「惣無事」政策の対象として、豊臣政権の介入を招いた背景とその位置づけについて、先行研究の議論を批判的に検討している。関連史料を再検討し重要な史料の年代比定を行った結果、史料がすべて同じ年のものではないことを明らかにした。加えて、これまで庄内問題の豊臣政権の不公平な裁定について、石田三成ら奉行衆の働きかけとされていた把握を修正し、伊達氏征伐を企図する豊臣政権が、最上氏と対する上杉・本庄側の事情を考慮した点を指摘している。

第六章では、最上氏と仙北小野寺氏との紛争であった「上浦拝領問題」とそれに関連する「仙北一揆」の両事件における最上氏の関与のありようについて検討している。関連資料を再検討した結果、「仙北一揆」が通説で把握されているような大規模な一揆ではなかった点を明らかにしている。加えて、小野寺氏が一揆の責任によって処罰され、上浦郡地域が没収されたという先行研究の把握を批判し、豊臣氏による同地の支配・蔵入地管理の円滑化が目的とされていた点を明らかにした。こうした豊臣氏による遠隔地支配のありようは、当該地域において大名権力同士の紛争を惹起する施策となった点も指摘している。

第七章では、最上義光の長男であった義康の動向について、義光に集中しがちな先行研究を批判しながら、最上氏一族を分析対象としている。義康は 29 歳で抹殺されるがその背景として、義康が豊臣秀頼の近習を務めるとともに伊達政宗との良好な関係を有していたことが、幕府や親の義光にとって不都合であった点を明らかにしている。義康はこれまで悲運な死を遂げた人物としてのみ注目されていたが、戦闘での活躍や領内での政治など一定の影響力を持っていたことが示されている。幕府との関係に苦慮していた義光が、義康を廃嫡し次男に家を継がせる選択をした結果、義光死後、最上家内部の家臣団の求心力低下を招き、改易された。以上のように最上氏を対象とした第一部において、大名権力の成立やその政治構造が明らかとなった。続く第二部では出羽国の庄内地域で勢力を伸ばした大宝寺氏をとりあげている。

第二部第一章では、先行研究において基本的な史料として用いられている「大日本出羽国大泉庄当家藤原（殿）前七代系図」を同時代の史料と比較検討することで、同史料の史料的価値を明らかにしようとしている。分析の結果、室町期以降の大宝寺氏の当主らの動向が明らかになるとともに、「系図」の最末期である義興と義勝の記述が的確に裏付けられた。

第二章では、天文から永禄年間において、大宝寺氏をしのぐ勢力となった土佐林禅棟の政治動向と庄内における権力構造のありようを検討している。当該期の庄内地域は大宝寺氏が有する権力が決して優位であったわけではなく、土佐林氏を含め、それぞれの領主権力は拮抗した関係を築いていた。当該期に土佐林氏の動向が活発なのに対し大宝寺宗家が無力

化する中で、庄内地域では一時、領主らの衆議体制が登場した。土佐林禅棟は体制の管理者として大宝寺氏を支える存在であり、こうした支配体制はのちに元亀の乱を招き、大宝寺氏の復権につながったことを指摘している。

第三章では、元亀以降の庄内地域における権力交代の過程を上杉氏と本庄繁長とのかかわりから明らかにしている。これまで上杉氏の意向によって家臣である本庄繁長が庄内地域に介入したという先行研究の把握に対して、そもそも、本庄繁長は永禄 12 年の乱によって上杉家内における地位を低下させていた点を指摘している。著者は庄内地域への介入は、本庄氏の独断による行動ととらえ、上杉景勝はその行動に対して追認したのみであった点を主張している。

第四章では、大宝寺義氏の発給文書を網羅的に検討し、花押や書札礼など古文書学的な考察を行うとともに、同氏の権力構造のありようを分析している。加えて、由利郡の帰属をめぐる大宝寺氏、小野寺氏、下国氏の動向からそれぞれの関係性の変化と大名の方針転換の経緯と原因を明らかにしている。

終章では、第一部、第二部各章での分析結果をまとめるとともに、対象とした出羽国の事例が「大名権力」研究においてどのように位置づけられるのかを示している。また、今後の課題として、大名権力だけでなく出羽国の在地領主の支配の実態などを明らかにするために未解明の一次史料の活用や隣接分野である考古学や城郭学などの知見も取り入れる形で研究を進めていくことが述べられている。

３、本論文の審査

2019 年 2 月 4 日に実施した口頭試問では著者が提出した論文について、審査員からいくつかの疑問点や問題点の指摘がなされた。その中で主要な問題点は以下の 3 点であった。

第 1 には、本論文において対象とされた出羽国の事例が当該期の他地域を含めた大名権力論や「戦国大名」の類型においてどのような意義を有しているのか、本研究の位置づけについての質問がなされた。加えて、出羽国の事例が他地域、特に九州や陸奥国など中央からの遠隔地と比較した場合、どのような共通点、相違点があるのか、先行研究を含めた出羽国の事例の評価ならびに位置づけを明確に行う必要性があることが指摘された。この点、著者は、序章、終章において加筆・修正を行った。

第 2 には、最上氏と大宝寺氏の大名権力や支配構造の共通点並びに相違点についての質問がなされた。著者は、共通点として両氏における権力の集中としての当主の存在の大きさを明らかにし、相違点として他地域との外交ネットワークの違いを説明した。その後、当主を含め、両氏の支配構造における組織のありようについての加筆が求められ、修正を行った。

第 3 に大名権力論や戦国大名の支配構造の先行研究が、どのような時代背景の下で進められてきたのか、本研究が中世・近世移行期の研究にどのような意義を持つのか、より大きな問題関心や研究状況についての言及が必要との指摘を受け加筆修正が求められた。著者はこれらの指摘を受け、本論文の表現を改訂するとともに、序章において、新たに加筆を行

うことで対応した。以上の点のほか、本論文中の誤字脱字また日本語の訂正など、改稿が必要な形式的な点について各審査員から指摘を受け、著者は改訂することで対応した。

４、本論文の評価と結論

上記の通り、口頭試問において審査員から示された疑問点や問題点に対して、著者はそれぞれ的確に受け答えを行うとともに、その後の修正作業を通じて、指摘された点について適切な改善を施した最終論文を提出した。その結果、胡偉権氏の最終論文は、戦国期の出羽国における大名権力の支配構造を詳細に分析し、当該地域における「戦国大名」研究の研究水準をひきあげた研究として、十分に学術的意義をもつものになっていると評価しうる。

以上のことから審査員一同は著者の胡偉権氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2019 年 3 月 13 日

審査員（50 音順）
池　享
（委員長）高柳友彦
友部謙一
森　宜人
渡辺尚志